

日医ニュース

No. 1321
2016. 9. 20

発行所



日本医師会
Japan Medical Association

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
電話 03-3946-2121(代) / FAX 03-3946-6295
E-mail wwwinfo@po.med.or.jp
http://www.med.or.jp/

毎月2回 5日・20日発行 定価 2,400円/年(郵税込)

トピックス

- 定例記者会見 2~3面
- 地域包括診療加算、地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会 4面
- 勤務医のページ 8面

日医IT化宣言2016(概略)

- ・安全なネットワークを構築し、プライバシーを守る
- ・医療の質向上と安全の確保をITで支える
- ・国民皆保険をITで支える
- ・地域医療連携・多職種連携をITで支える
- ・電子化された医療情報を電子認証技術で守る

(2016年6月)

マイナンバー法施行以来、医療の現場に対する可能性がまことに、個人に係わる部分での活用は避けねばなりません。

しかし、基本的に医療情報は機微情報であり、個人に係わる部分での活用は避けるべきです。そ

なぜ「医療等ID」が必要なのか

従来以上に急激な変化を見せ始めている医療分野の一IT化を取り巻く環境に鑑み、日医では本年6月、「日医一IT化宣言」を公表した。そこで今号では、本宣言に詮わされている「安全なネットワークを構築し、プライバシーを守る」について、情報担当の石川広己常任理事に改めて、その趣旨等を説明してもらつた。



石川常任理事に聞く

日本医師会のICT戦略

について

「医療等分野専用ネットワーク」の目的および基本コンセプト

・医療等分野においては、従来より目的別・地域別にネットワークが構築されてきた^{*1}が、今後見込まれるさまざまなサービス^{*2}の普及に向けては、共通利用できる高度なセキュリティが確保された公的広域ネットワークが求められている。
 ※1 地域医療連携、医療・介護連携、遠隔医療等、全国200以上の独自ネットワークが存在
 ※2 医療等ID、被保険者資格確認、オンライン請求、HPKI、地域医療連携、医療・介護連携、電子紹介状、電子処方せん、高精細映像伝送、治療・検査DB等

・上記を踏まえ、医療サービスの充実と社会保障費の適正化を目指す上で、「医療等分野専用ネットワーク」の構築が必要。まずは、実用化に向けたパイロット事業を行い、技術検証及び運用ルール策定を行うことが望ましい。

<医療等分野のネットワークにおける現状の課題>

- ・地域医療連携、医療・介護連携、電子紹介状、電子処方せん、治療・検査DB等、機微な情報を扱うさまざまな医療等のサービスを共通利用するための高度なセキュリティが確保されたネットワークが存在しない。
- ・医療等ID、被保険者資格確認、HPKIの普及に向け、悉皆性のある公的全国ネットワークが必要。

<解決の方向性(医療等分野専用ネットワークの基本コンセプト)>

- ・厳密な機関認証を受けた医療機関等、並びに接続要件を満たしたサービス提供業者のみが接続する、セキュリティが確保された医療等分野に閉じたネットワーク
- ・医療等分野におけるサービスの共通利用が可能な、全体最適化されたネットワーク
- ・公益性を担保し、全国をカバーする、ユニバーサルサービス



※なお、ネットワークの構築に当たっては、オンライン請求や地域医療連携等の既存のネットワークを包含する形で活用する。

す。具体的な検討が行われているところでも、現在その実現に向けた検討が行われているところです。

そのため、機微な情報などを含む機微性の高い医療記録が名寄せられ、効率的な番号変更ができるなど、番号(医療等ID)を導入することを提案しました。また、その必要性を取りまとめ、平成26年11月には、日医、日本歯科医師

その後、平成27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015の中には、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることになりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

その個人と同一性を持つことは必要であることが明記されました。

そのため、機微な情報などを含む機微性の高い医療記録が名寄せられ、効率的な番号変更ができるなど、番号(医療等ID)を導入することを提案しました。また、その必要性を取りまとめ、平成26年11月には、日医、日本歯科医師

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

そのため、機微な情報などを含む機微性の高い医療記録が名寄せられ、効率的な番号変更ができるなど、番号(医療等ID)を導入することを提案しました。また、その必要性を取りまとめ、平成26年11月には、日医、日本歯科医師

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

そのため、機微な情報などを含む機微性の高い医療記録が名寄せられ、効率的な番号変更ができるなど、番号(医療等ID)を導入することを提案しました。また、その必要性を取りまとめ、平成26年11月には、日医、日本歯科医師

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

(2面に続く)

日医の考える医療等分野専用ネットワーク構想

現在では、「医療等ID」が議論される中で、個人情報の議論も同時に医療・介護分野における番号制度の導入が議論されています。

現在では、「医療等ID」が議論される中で、個人情報の議論も同時に医療・介護分野における番号制度の導入が議論されています。

現在では、「医療等ID」が議論される中で、個人情報の議論も同時に医療・介護分野における番号制度の導入が議論されています。

現在では、「医療等ID」が議論される中で、個人情報の議論も同時に医療・介護分野における番号制度の導入が議論されています。

現在では、「医療等ID」が議論される中で、個人情報の議論も同時に医療・介護分野における番号制度の導入が議論されています。

現在では、「医療等ID」が議論される中で、個人情報の議論も同時に医療・介護分野における番号制度の導入が議論されています。

そのため、機微な情報などを含む機微性の高い医療記録が名寄せられ、効率的な番号変更ができるなど、番号(医療等ID)を導入することを提案しました。また、その必要性を取りまとめ、平成26年11月には、日医、日本歯科医師

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

た。このように、「医療等分野における番号制度の導入」が盛り込まれ、これにより、「医療等ID」の導入は国策となることが決まりました。

(2面に続く)

高まる医療・介護連携の必要性

かかりつけ連携手帳(アナログ)が普及している一方で、医療情報連携にSNSの利用が進んできている。

- クローズドSNSを利用すること。オープンSNSは禁止。
- セキュリティはIPsec+IKEによるVPNが望ましい。
(VPNを用いない場合は、TLS1.2を用いて利用者認証を確実に行う。SSL2.0、SSL3.0、TLS1.0、TLS1.1は用いない)
- 原則としてBYODは利用しない。

おいては、
情報連携に
用いるこ
とが多く、
医療・介護
連携端末

は、病歴を含む医療情報
り、これらの情報漏えい
に關し、厳罰が科される
人情報保護法において
記載となっていました。
来年施行される改正個

■用語説明

IPsec+IKEとTLS:どちらもインターネットなどのネットワークにおいて、セキュリティを掛けた通信をするための通信規約である。主な機能として、通信相手の認証、通信内容の暗号化、改ざんの検知などを行うことができる。

IPsec(Security Architecture for Internet Protocol):いくつかの技術の組み合わせであり、そのうち暗号化を行うための暗号鍵を交換・共有する技術をIKE(Internet Key Exchange)という。

TLS(Transport Layer Security):SSL(Secure Sockets Layer)の次となる通信規約であり、SSL3.0の次としてTLS1.0が定められた。脆弱性への対応として随時更新され、現在一番新しいものがTLS1.2となる。

地域医療構想について
は、厚生労働省が2011
年6月半ばまでに策定す
ることが望ましいとして
いるが、同常任理事は、
「策定のスピードを評価
するものではない」と前
置きした上で、「策定済
み」が19県、「案または
素案策定済み」が14県、
報告(3面図2)。在宅

として、「地域の実情に
配慮したもの」「郡市区
医師会との協働」「関係
職種との連携」「小児や
難病等の在宅医療」「社
会づくりに関する項目
を抜粋して紹介し、「地
域の特徴をいかに構想に
反映するかが大事であ
る」と述べた。

(1面より)
情報提供書等の電子的な
送受に関する評価」とし
て、HPKIの利用が算
定要件に含まれました

が、安心・安全なネット
ワークを構築する上で
も、「医師資格証」は必
須のものとなっていました
と言えます。

医療・介護情報連携における 安易なSNS利用の危険性

ここまで、「医療等I
D」の必要性、医療等分
野専用ネットワーク構想
について述べてきました
が、SNSを利用した医
療情報連携についても触
れておきたいと思います。
昨今、医療の現場にお
いては、多職種との医療
情報連携において、SN
Sの利用が進んできてい
ます。そのこと自体を否
定するものではありません
が、一方でSNSのセ
キュリティの脆弱性も強
く呼ばれています。

SNSはFacebookやL
INE等公開型のアプリ

I
NE等公開型のアプリ
ケーションSNSと
は異なる非公開型かつ医
療・介護情報連携専用の
プライベートSNSを使
うべきであ

うべきであ

しかし、機微情報を扱
う医療・介護情報連携に
おいては、これらの公開
型のパブリックSNSと

の問題です。
SNS利用の際のこれ
らのリスクに対して現在
参考できる指針として、
厚労省の「医療情報シス
템の安全管理に関する

ガイドライン第4・3
版」の「6・9情報及び
情報機器の持ち出しにつ
いて」の項があります。
しかし、現在のガイド

機微情報である医療情
報を情報漏えい等から守
るために、今後SNS
利用に当たっては十分に
注意して利用して頂きた
いと思います。

また、同時に考えなければならぬのが、通信
経路上の情報盗聴リスク
を抱えることになります。
SNSを利用することで、
SNSの利用に当たっては、
①クローズドのSNSを
利用し、オーブンSNSの
利用は行わない②セキ
ュリティはIPsec+IK
EによるVPNが望まし
い(VPNを用いない場
合は、TLS1・2を用
いて利用者認証を確実に
行う)③原則としてBY
ODは利用しない――の
3点について注意する必

要を推計した上で、
「病床の必要量(必
要病床数)」を推計
するものとされています。
が、その記述にお
いて、病床削減のた
めではないことが明
記されたものは、2016年8月23日時
点で情報が公開され
ている33都府県のうち
12県にとどまつて
おり、約6割に当た
る21県では明確な記述が
見られないとした(3面
図1)。

また、同構想の病床の
必要量と病床機能報告制
度による病床数は単純に
比較できないとの記述が
あるのは21県で、12県で
はそのことに触れられて
いないとし、「病床機能
報告と地域医療構想との
数の足し引きを記載した
不適切なものもある」と
図るかが、これから課
題になる」と述べ、地域
システムの構築と地域医療
構想は、どこで整合性を
ある地域医療構想を目指す
ことが望ましいとした。
続いて鈴木邦彦常任理
事が、「地域包括ケアシ
ステムの構築と地域医療
構想は、どこで整合性を
ある」と認識を示した。
その上で、施設類型が
多様化してきたことを踏
まえ、利用者が必要とす
る介護サービスを分かり
やすく伝える仕組みを、
都市区医師会が中心へ

これらは、VPN(Virt
ual private network)
で構築した堅牢な医療情
報システムと比べ、セキ
ュリティに関するリスク
は明らかに高く、厳格な
機能は医療・介護情報連
携のような多職種連携に
おいて最適な機能である
ため、その利用に期待が
集まるのは自然の成り行
きです。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

同常任理事は、「地域
医療構想では将来の病床
の必要量が注目されがち
であるが、重要なことは
将来的姿を見据えつつ、
医療機関の自主的な選択
により、地域の病床機能
が收れんされていくこと
である。病床の必要量は
全国一律の計算式で機械
的に計算されたものに過
ぎない」と述べ、必要に
応じて追記や削除、修正
を行い、より実効性のあ
る地域医療構想を目指す
ことが望ましいとした。

これまで、医師会との協
働、「医師資格証」は必
須のものとなっていました
と言えます。

個人所有の機器での業務
利用、いわゆるBYOD
(Bring Your Own De
vice)もしおこなう見受け
られます。

これらは、VLAN(Vir
tual local area network)

で構築した堅牢な医療情
報システムと比べ、セキ
ュリティに関するリスク
は明らかに高く、厳格な
機能は医療・介護情報連
携のような多職種連携に
おいて最適な機能である
ため、その利用に期待が
集まるのは自然の成り行
きです。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

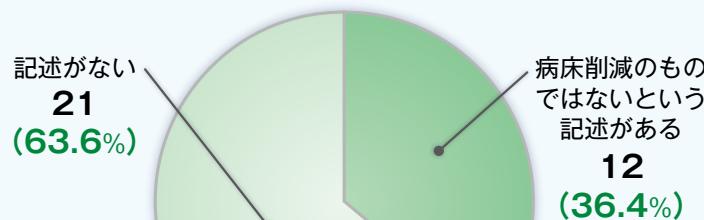
また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき
情報(Out-Box)と、例
えば医師のみが閲覧すべ
き情報や本人が知られた
くない情報(In-Box)と
を切り分け、連携システ
ム内でしっかりと閲覧で
きる権限を分けること
も、患者の情報を守るた
めに重要な視点です。

また、多職種での連携
を行う際には、全ての職
種が閲覧または記述する
必要はありません。その
ため、医療・健康に関わ
る情報は、少なくとも連
携をする際に関係する多
職種が閲覧・共有すべき



※策定済及び案または素案作成済

図1 地域医療構想が病床削減のものではないという記述 (33都府県※)



※策定済及び案または素案作成済

図2 かかりつけ医に関する記述 (33都府県※)

く必要があるとした。中川俊男副会長は、本報告を踏まえ、「当初よりは理解が進んできたものの、相変わらず地域医療構想が病床の削減目標だと思っているところが少なからずある」と懸念。病床機能報告制度の病床数と、地域医療構想における病床の必要量は別ものであり、繰り返し正しい理解を求めたい」と述べ、都道府県ごとにそれらの数を積み上げて比較することも適切ではないとした。

今村定臣第3任理事は、日医の「平成29年度医療に関する税制要望」がこのほどまとまったとして、その内容について説明した。

本要望は、会内の医業勤務環境、(3)患者健

康予防、(4)医療施設・設備、(5)その他――についての17項目からなり、そのうちの12項目を



重点項目としている。

同常任理事は、(1)

のうち、「消費税対策(1)

設備投資について、特別

償却または税額控除等を

認める措置の創設」につ

いては、消費税率10%へ

の引き上げの延期により、平成29年度の社会保

障財源の確保に困難が予

想されるとして、抜本的

措置が施行されるまでの

間、医療機関の消費税負

担、とりわけ設備投資に

による負担を軽減するよ

う、今年度も重点項目と

して取り上げたと説明。

「医業の継承・移行」

について、持分あり医療法人について、中小企

業と同等の取り扱いを求

める他、認定医療法人制

を新たな項目として追加

したことを見た。

最後に同常任理事は、

「消費税対策(1)」の要

望は、日本歯科医師会、

日本薬剤師会、四病院団

体協議会との合意に基づ

いたものであり、医療界

の統一見解と見て頂き

ているとした。また、「消費税対策(2)

設備投資について、特別

償却または税額控除等を

認める措置の創設」につ

いては、昨年に統いての

要望に加えて、「医療機

関が取得する新規の器

具・備品や建物付属設備

などの償却資産の投資に

係る固定資産税の軽減

度が平成29年9月末に終了することから、その期間の延長等を求めていたとした。

(4) に関する要望と

しては、昨年に統いての

要望に加えて、「医療機

関が取得する新規の器

具・備品や建物付属設備

などの償却資産の投資に

係る固定資産税の軽減

を新たな項目として追加

したことを見た。

最後に同常任理事は、

「消費税対策(1)」の要

望は、日本歯科医師会、

日本薬剤師会、四病院団

体協議会との合意に基づ

いたものであり、医療界

の統一見解と見て頂き

たい」と述べ、今後、本

要望を基に、関係各所へ

強く働き掛けていくとし

平成29年度 医療に関する税制要望（重点項目）

○医業経営

- 消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること。

- 消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。

- 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。

②認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を受けないよう必要な措置を講じた上で期限を延長すること。

- ③出資の評価方法の改善。

●持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

●社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。

●医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。

○勤務環境

●少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を拡

大すること。

○患者健康予防

- たばこ税の税率引き上げ

○医療施設・設備

●病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

●中小企業投資促進税制の適用期限延長及び適用対象を拡充すること。

●医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税を軽減すること。

○その他

●社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）存続。

